



大竹社労士事務所通信

平成 27 年 3 月 (Vol. 108)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp

URL：http://www.e-jinji.jp/ (人事労務コンサルティング室)

実務に大きな影響が！ 「労働時間」に関する法改正の動向

「報告書案」が示される

労働時間をめぐる法改正の動きが活発化してきました。2月6日に労働政策審議会労働条件分科会(第124回)が開催され、「今後の労働時間法制等の在り方について(報告書案)」が示されました。前回の分科会(1月29日)での議論を踏まえて「報告書骨子案」から「報告書案」となりましたが、労使間での合意までには至らず、「報告書」の決定は持ち越しとなっています。

「報告書案」のポイント

上記で示された報告書案では、主に次の内容が記載されています。

- ・改正労基法の施行は「平成 28 年 4 月」とすること。
- ・月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率(5 割以上)の中小企業への適用猶予の撤廃時期は「平成 31 年度」とすること。
- ・使用者に年次有給休暇の時季指定を義務付ける日数(付与日数が 10 日以上である労働者が対象)については「年 5 日」とすること。
- ・上記措置に伴い有休管理簿の作成を義務付け、3 年間保存しなければならないとすること。
- ・フレックスタイム制の精算期間の上限について現行の 1 カ月から「3 カ月」に延長すること。
- ・上記精算期間内における当該月の割増賃金の支払対象は「1 カ月ごとに 1 週平均 50 時間を超えた労働時間」とすること。
- ・裁量労働制の適用拡大の対象は「課題解決型提案営業の業務」「企画立案調査分析を一体的に行う業務」等とすること。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象者の年収は「平均給与額の 3 倍程度を相当程度上回る」(1,075 万円を想定)とすること。

今後の流れは？

今後、これまでの議論を踏まえて「報告書」が示された後、報告書の内容をもとにした労働基準法の改正案が通常国会に提出される見込みとなっています。

いまだ労使の対立が激しい内容も含まれていますが、企業実務に大きな影響を与える改正になりそうですので、議論の行方に注目しておかなければなりません。

平成 27 年度の健康保険料・介護保険料について

4 月分から適用の見込み

通例 3 月分から見直しとなっている健康保険料率(協会けんぽ)ですが、平成 27 年度については、4 月分(5 月納付分)から変更される見込みです。これは昨年 12 月の衆議院解散に伴い、政府予算案の閣議決定の時期も後る倒しになると見込まれているためです。

また、介護保険料率も、同様に 4 月分(5 月納付分)から変更されるようです。

健康保険料は、平成 18 年の健康保険法改正により、平成 21 年 9 月からは都道府県ごとの料率が設定されています。会社が健康保険適用事業所の届出を行っている都道府県のもものが適用されます。

なお、現在適用されている激変緩和率が引き上げられることにより、都道府県単位の保険料率が変更となる場合、支部により保険料率の変動パターンは異なってきますので、詳しくは協会けんぽから送られてくるチラシ・リーフレット等を参照してください。

介護保険料率が引下げ

平成 27 年度の健康保険の一般保険料率(被保険者全員が対象)の平均保険料率は、現行の 10% が維持される見込みですが、一般保険料と合わせて、40 歳以上 65 歳未満の被保険者から徴収される介護保険料率は下がるようです。

現在(平成27年2月時点)、介護保険料率は1.72%ですが、平成27年4月(5月納付分)からは「1.58%」に引き下げられるようです。

仮にこの通り変更となった場合には、被保険者の健康保険料(一般・介護)の負担額は、例えば次のようになります(労使折半前の額)。

(年額) 70,342 円 65,043 円(5,299 円の負担減)

(月額) 5,862 円 5,420 円(442 円の負担減)

今後の健康保険料関係の改革

また、現在、健康保険料については、「標準報酬月額の高等級追加」や「一般保険料率の上限引上げ」が検討されています。この他にも細かい制度の変更が行われる予定です。常に最新の情報をチェックしておきましょう。

高齢者の雇用状況はどうなっている？ ～「60代の雇用・生活調査」より～

60代男性の就業が増加

平成25年度の改正高齢者雇用安定法施行により、高齢者に対する雇用確保措置が企業に求められているところですが、この度、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が「60代の雇用・生活調査」の結果を公表しました。

平成21年の調査と比べると、男性高齢者の就業について、以下のような結果がみられたそうです(55歳時に雇用者であった人の数を100として数値化)。

・65～69歳層における定年後継続雇用の割合の上昇(17.2 → 24.0)

・定年直後に無業であった割合の低下(60～64歳層:18.2 → 13.0 / 65～69歳層:28.4 → 18.4)

・65～69歳層で55歳時と同じ会社で勤務している割合の上昇(6.1 → 10.8)

賃金の変化と会社の説明対応

また、定年後雇用継続の前後では、8割程度は職業(大分類)に変化はなかったとしています。

一方、仕事の内容については、責任の重さが「変わった」とする人が35.9%、「変わっていない」とする人が50.3%でした。

雇用継続の前後で賃金が「減少した」とする人は8割程度に上り、賃金減少幅は2～5割が過半数を占めています。

賃金低下に関する会社からの説明の有無等(複数回答)については、「特に説明はなかった」が27.1%、説明があった場合の内容としては「雇用確保のために再雇用するのだから賃金低下は理解してほしい」が36.6%で最も多く、「在職老齢年金や高年齢雇用継続給付が出るので収入は変わらない」(16.5%)が続いています。

高齢者の就業意欲は高い

60歳を過ぎてても会社勤めをする人は、今後ますます増えてくることが予想されます。

上記の調査では、現在60～64歳層で仕事をしている人に65歳以降に仕事をする意向を尋ねたところ、「仕事はしたくない/仕事からは引退するつもり」と回答した人は1割程度にとどまったそうです。経済的理由等により、高齢になってからも就業意欲を持っている層は少なくないと言えそうです。

高齢社員の雇用や生活にまつわる状況を見極めながら、引き続き企業も今後の対応を考えていく必要があります。

「悪質自転車運転者に対する講習義務化」で企業の対応は？

改正道交法施行令を閣議決定

先月20日、信号無視や酒酔い運転など14種類の「危険行為」のいずれかを繰り返した自転車運転者に対して、安全講習の受講が義務づけられる政令が閣議決定されました(6月1日施行予定)。命じられた講習を受けなかった場合には、5万円以下の罰金が科されます。

警察庁は「取締りの強化とあわせて、事故の抑止につなげたい」としています。

ブレーキのない自転車や携帯を使用しながらの運転も対象

具体的には、危険行為をした運転者は警察官から指導・警告を受け、従わない場合は交通違反切符が交付されます。2回以上の交付で講習の対象となり、受講しなければ5万円以下の罰金が科されます(講習は3時間で、都道府県の自治体で定められる手数料は標準で5,700円)。

14種類の具体的中身は、「信号無視、通行禁止違反、歩道での徐行違反、通行区分違反、路側帯の歩行者妨害、遮断機を無視した踏切への立入り、交差点での優先道路

通行車の妨害、交差点での右折車優先妨害、環状交差点での安全進行義務違反、一時不停止、歩道での歩行者妨害、ブレーキのない自転車利用、酒酔い運転、携帯電話を使用しながらの運転等」です。

受講を命じる対象は、これらの危険行為を3年に2回繰り返した14歳以上の者です。警察庁は、過去の摘発状況から年間の受講者は数百人になるとみています。

自転車が絡む事故の割合は約2割

自転車が絡む事故は2005年の約18万4,000件以降9年連続で減り、2013年には約12万1,000件。昨年も11月までで約9万9,000件と減少傾向です。

しかし、死亡事故については、2007年に約800件、2012年には約600件を切っていたところが、2013年には約810件と再び増加となりました。

自転車事故が交通事故全体の2割を占める状況は改善されていません。

個人の責任では済まされないことも

警察庁によると、2013年の自転車利用者の摘発は7,193件で、統計を取り始めた2006年の12.3倍に増えています。昨年上半期も、信号無視で1,758件、遮断踏切立入りで652件など、過去最多の3,616件が摘発されています。

これらの事故は、通勤途中や業務中であれば、会社の指示によらない利用であったとしても、使用者責任が問われることもあります。社員教育や規程の整備なども、これまで以上に必要となりそうです。

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

2日

じん肺健康管理実施状況報告の提出

[労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

[年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 >

[公共職業安定所]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出

< 前月以降に採用した労働者がいる場合 >

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >

[労働基準監督署]

16日

個人の青色申告承認申請書の提出

< 新規適用の者 > [税務署]

個人の道府県民税および市町村民税の申告

[市区町村]

個人事業税の申告 [税務署]

個人事業所得税の申告 [税務署]

贈与税の申告期限 < 昨年度分 > [税務署]

所得税の確定申告期限 [税務署]

確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]

国外財産調書の提出 [税務署]

総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

[年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 >

[公共職業安定所]

個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

編集後記

いよいよ3月となりました。年度末は何かとバタバタですが、歩いているときに梅の花が咲いているのを見つたりすると、何だか気分が和みます。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)